船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　削除」を「第三章　ばら積み液体貨物の積付設備」に、「第八章　ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備」を「第八章　ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備　第九章　燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備」に改める。

第百二十二条の四第一項中「特定機関区域」の下に「（船舶防火構造規則第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）」を加え、「第百二十二条の三第一項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第一種船等（限定近海船を除く。）の機関区域内の制御室」を「特定機関区域（旅客船にあつては、機関区域）内の制御室及び主作業室」に改める。

第百三十一条第二号中「液化ガスばら積船をいう。」の下に「第百六十五条及び」を加え、同条第三号中「液体化学薬品ばら積船をいう。」の下に「第百六十五条及び」を加える。

第百五十七条中「航海の態様等」を「積載状態等」に改める。

第四編第三章を次のように改める。

第三章　ばら積み液体貨物の積付設備

（復原性計算機）

第百六十五条　タンカー（船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。）（総トン数一五〇トン未満の船舶を除く。）、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船には、非損傷時及び損傷時の復原性に関する事項を計算することができる復原性計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第百六十六条から第百六十九条の二まで　削除

第三百二条の十一中「を有する船舶」の下に「（自走用の圧縮水素又は圧縮天然ガスを有する自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号の自動車をいう。）（次章において「燃料電池自動車等」という。）のみを積載する第三百二条の十四の自動車運搬船を除く。）」を加える。

第六編に次の一章を加える。

第九章　燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備

（適用範囲）

第三百二条の十四　燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（貨物船のうち、二層以上のロールオン・ロールオフ貨物区域を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

（ロールオン・ロールオフ貨物区域等の電気設備）

第三百二条の十五　燃料電池自動車等を積載する閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならない。

（通風用のダクト内の電気設備）

第三百二条の十六　燃料電池自動車等を積載する閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等からの通風用のダクト内に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならない。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条中「第二十八条の二」の下に「（ただし書を除く。）」を加え、「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「この場合において」の下に「、同令第三十二条第一項中「隔壁及び甲板（限定近海船にあつては、機関区域、ポンプ室及び調理室の境界となる隔壁及び甲板に限る。）」とあるのは「隔壁及び甲板」と」を、「タンカー」の下に「（限定近海船を除く。）」を加える。

第二百六十四条第二項中「第二十八条の二から第三十九条まで」を「第二十八条の二（ただし書を除く。）から第三十四条まで」に、「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「貨物制御室及び独立した荷役用工具ロッカー室」と」の下に「、同令第三十二条第一項中「隔壁及び甲板（限定近海船にあつては、機関区域、ポンプ室及び調理室の境界となる隔壁及び甲板に限る。）」とあるのは「隔壁及び甲板」と」を、「タンカー」の下に「（限定近海船を除く。）」を加え、同条第三項中「第二十七条の七」を「第二十七条の七第一項及び」に改め、「第二十七条の十一第一項」の下に「中「総トン数五〇〇トン以上の貨物船」とあり、」を、「貨物船」の下に「（限定近海船を除く。）」を、「特定液体化学薬品ばら積船」の下に「と、同令第二十七条の八第一項第一号中「通風用のダクト（限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域のダクトに限る。）」とあるのは「通風用のダクト」と、「場所（限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域以外の場所に限る。）」とあるのは「場所」と、同項第二号中「ロールオン・ロールオフ貨物区域（限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域に限る。）」とあるのは「ロールオン・ロールオフ貨物区域」」を加える。

第二百六十九条の二第一項及び第二項中「固定式甲板泡消火装置」を「固定式甲板泡装置」に改める。

第二百七十二条第二項中「二〇、〇〇〇トン」を「八、〇〇〇トン」に改める。

第三百二十三条の次に次の一条を加える。

（タンク内の引火性蒸気の置換）

第三百二十三条の二　固定式イナート・ガス装置（船舶消防設備規則第五条第九号の固定式イナート・ガス装置をいう。第三百二十八条第一項及び第三項において同じ。）を備え付けている船舶（第二百七十二条第二項の船舶に限る。）が引火点が摂氏六〇度以下の貨物をばら積みして運送する場合は、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の引火性ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければ新鮮な空気によりタンク内のガスを置換してはならない。

第三百二十四条を次のように改める。

（準用規定）

第三百二十四条　第三百二十八条第二項の規定は、告示で定める貨物をばら積みして運送する場合について準用する。この場合において、同項中「前項の油タンカー以外の油タンカー」とあるのは「告示で定める貨物をばら積みして運送する船舶」と、「炭化水素ガス」とあるのは「引火性ガス及び毒性ガス」と、「爆発又は火災のおそれがない」とあるのは「爆発、火災又は健康障害を生ずるおそれがない」と、「次に掲げる」とあるのは「第二百九十二条第二項に掲げる」と読み替えるものとする。

2　第三百二十八条第三項の規定は、前条の船舶が引火点が摂氏六〇度以下の貨物をばら積みして運送する場合について準用する。

第三百二十八条第一項中「（船舶消防設備規則第五条第九号の固定式イナート・ガス装置をいう。）」を削り、同条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号イ中「管海官庁」を「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長」に改め、同条に次の一項を加える。

3　固定式イナート・ガス装置を備え付けている油タンカー（船舶消防設備規則第五十七条第四項及び第五項に規定する油タンカーに限る。）にあつては、次に掲げるところにより当該装置を操作しなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合には、この限りではない。

一　貨物タンク内を新鮮な空気で置換する場合を除き、当該タンク内を不活性な状態に維持しておくこと。

二　イナート・ガスの酸素含有率（以下この号及び次号において「含有率」という。）が体積で五パーセントを超えた場合には、直ちに含有率を低下させるための措置を講じること。